

## 裁判員制度にかかる介護サービス利用料助成に関する要綱

平成21年6月29日 区長決定

### (目的)

第1条 裁判員制度の実施を促進するため、介護認定を受けている在宅の要介護者を介護する家族が、裁判員に選出されたことに伴って、要介護者を介護するために新たに介護サービスを利用することになった場合に、介護サービスにかかる費用を助成する。

### (申請者)

第2条 申請者は、裁判員に選出された家族の介護を受けている板橋区介護保険の被保険者である在宅の要介護者とする。

### (対象経費)

第3条 対象経費は、申請者を介護する家族が裁判員として呼出しを受けた場合及び裁判員として裁判所に従事した場合の介護にかかる次の各号に定める経費とする。ただし、介護保険の対象外である日常生活費、食費、滞在費を除く。

- (1) 介護保険の介護サービス費に係る利用料の1割自己負担分
- (2) 介護保険の利用者負担支給限度額を超えた利用料の自己負担分

### (申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 裁判員制度介護家族者助成金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 介護する方が裁判所から呼出しを受けた日や裁判員として従事した日等がわかるもの
- (3) 新たに利用した介護サービス費用の領収書

### (決定)

第5条 区長は、申請内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、裁判員制度介護家族者助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）をもって通知する。

### (助成金の請求)

第6条 助成の交付決定を受けた者は、速やかに区長に対し裁判員制度介護家族者助成金請求書（別記第3号様式）により、請求する。

### (交付決定の取消し)

第7条 区長は、助成金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付決定を取消することができる。

(1) 前条に規定する請求の手続きを行わない場合

(2) 虚偽その他不正の申請を行なった場合

(助成金の交付)

第8条 区長は、第4条の申請者に対し、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、区は、当該助成金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の規定による。

2 介護保険の利用者負担を軽減する制度（高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費等」という。）において、当該助成金の交付を受けた場合は、要介護者に係る高額介護（予防）サービス費等にかかわる自己負担分から当該助成金の交付相当額を減ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

申請年月日 年 月 日

裁判員制度要介護者助成金交付申請書

（あて先）板橋区長

助成金の交付を以下のとおり、申請します。

（申請者：要介護者）

住所	〒 板橋区		
氏名			
生年月日	明 大 昭	年	月 日
被保険者 番号		電話番号	( )

（介護をしている方：裁判員に選ばれた方）

住所	〒 板橋区		
氏名			
生年月日	明 大 昭	年	月 日
申請者との続柄			

（裁判員として従事した日時）

1	年	月	日	時	分	～	時	分
2	年	月	日	時	分	～	時	分
3	年	月	日	時	分	～	時	分

（申請金額）

申請金額	金	円
------	---	---

（申請内訳）

利用日・利用時間	利用サービス事業所	利用者負担額
年 月 日 時 分～ 時 分		円
年 月 日 時 分～ 時 分		円
年 月 日 時 分～ 時 分		円

- 添付書類 1 裁判員に従事したことのわかる書類（裁判所の発行する証明書）  
2 裁判員に従事した場合に介護サービスを利用した部分に係る領収書

板健介第 号  
年 月 日

様

板橋区長 坂 本 健

裁判員制度介護家族者助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付の裁判員制度介護家族者助成金交付申請については、内容を審査した結果、交付（不交付）と決定しましたので、通知します。

交付決定額	金	円
-------	---	---

交付条件

- 1 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消することができる。
  - (1) 請求の手続きを行わない場合
  - (2) 虚偽その他不正の申請を行なった場合
- 2 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、区は、当該助成金を返還させることができる。

担当 介護保険課給付係  
電話 3579-2356

請求年月日 年 月 日

裁判員制度要介護者助成金請求書

（あて先）板橋区長

以下のとおり、裁判員制度要介護者助成金を請求します。

請求金額	金	円
------	---	---

（請求者：申請者）

住 所	〒 板橋区				
氏 名					
生 年 月 日	明 大 昭	年	月	日	
電 話 番 号	( )				

○助成金を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所		種 目	口 座 番 号						
	金融機関コード		店舗コード			1 普通預金						
					2 当座預金							
	フリガナ											
	口座名義人											